

2021年1月8日

株式会社ダイオーズ
株式会社ダイオーズ ジャパン

「緊急事態宣言」発令に伴う当社グループの対応について

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、東京、埼玉、千葉、神奈川の1都3県を対象に「緊急事態宣言」が発令されました。この状況下で当社グループは、社会基盤を支える企業のお客様が必要とするサービスをお届けすることが自らの社会的責任と考えており、この責任を全うするため、「緊急事態宣言」の対象外の地域は元より対象となった地域においても引き続き事業を継続してまいります。安心してサービスをご利用いただけるよう、今後も状況の推移を注視しつつ必要な対策を講じ徹底してまいりますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【当社における主な取り組み】

- マスク着用の励行と手洗い・うがい・検温報告を徹底しています。
- 営業・ルート担当者による除菌スプレーの携行と適宜除菌をしています。
- 時差出勤やテレワークが可能な従業員については継続実施しています。
- 社内会議はWEB会議を原則としています。やむを得ず集合会議が必要な場合、席間隔を2m以上空けた上で、時間、人数を制限し、全員マスク着用を条件にて実施可能としています。
- 宴席の中止を継続しています。
- 従業員に発熱や風邪の症状、あるいは強い倦怠感や息苦しさが見られる場合は自宅待機を命じています。
- 従業員への感染が確認された場合は、ただちに所管保健所に報告し、その指導の下、濃厚接触者の特定、行動履歴調査、事業所の一時閉鎖および消毒等の対策を実施しています。

[これまでの感染者の情報はこちらをご参照ください。\(2021年1月7日更新\)](#)

株式会社ダイオーズ ジャパン お客様センター

TEL 0120-023-456 (通話料無料)

WEB お問合せフォーム <https://www.daiohs.com/contact/contact-service/>

以上